

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金			補助金番号	G4-11		
所管部署	市駅周辺まち活性化部						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱						
交付の目的	枚方市駅周辺地区において施行される市街地再開発事業の施行者等に対し、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金を活用し、補助金を交付することにより、本市の区域内における円滑な市街地の再開発を進め、もって公共の福祉の増進に資するため						
補助対象経費	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、付帯事務費						
補助率・補助額	定率補助						
交付先	市街地再開発組合等						
開始年度	令和元 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	あり	法令等名称	都市再開発法				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	672,815	2,505,448	2,218,545	1,585,276
決算額	0	672,814	2,390,591	/
特定財源	国庫支出金	336,400	1,434,742	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	336,414	955,849	
	※繰越	※繰越	※繰越	(件)
交付実績	1	1	2	

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市街地再開発事業の中で、土地の高度利用化を図りそれによって生み出された空地进行公共施設整備に充てることから、市街地の円滑な再開発と公共の福祉の増進に資することができる。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市街地再開発事業は、総合計画に掲げる基本目標である「地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち」と施策目標である「人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち」の達成に必要なものである。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	枚方市駅周辺再整備ビジョンに掲げる本市の中心市街地である枚方市駅周辺のまちづくりに必要である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	土地の高度利用化により良好な居住環境の形成や商業などの都市機能の集積、道路・駅前広場等の公共施設整備を一体的に施行でき安全安心な利便性の高いまちづくりを行うことが可能である。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	社会資本整備総合交付金と合わせて施行者に補助を行えることより、国費対象事業となることからより効果的な事業手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみで交付を行う合理的な理由がある。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱に則したものであるため、第一種市街地再開発事業を行う施行者、再開発準備組織及び特定建築者に対応している。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象経費に対して定率補助となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱の附属Ⅱ編及びⅢ編に対応している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	国土交通省ホームページにて社会資本整備総合交付金交付要綱の公表がなされている。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国：社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく補助金である。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	国の間接補助であるため、市単独負担なし。

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市街地再開発事業への補助金交付となる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱及び本市当該要綱に掲げる施行者には地方公共団体等の公的団体の外、地元権利者による組織あるいは個人などがあり、交付目的にもある事業によって公共の福祉に資することから補助金交付が妥当性のあるものと考えられる。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	枚方市駅周辺再整備ビジョンに掲げる本市の中心市街地である枚方市駅周辺のまちづくりに必要であるため。
対応完了・廃止予定時期	